コラム

産業廃棄物規制に法的ズームイン

「第4回 司法試験に出題された廃棄物処理法|

北村 喜宜 L智大学大学院法学研究科長 KITAMURA YOSHINOBU

1960 年京都市生まれ。専攻は、環境法学、行政法学、政策法務論。廃棄物処理法に関する著書と して、『産業廃棄物への法政策対応』(第一法規出版、1998年)、『揺れ動く産業廃棄物法制』(第一 法規出版、2003年)、『産業廃棄物法改革の到達点』(グリニッシュ・ビレッジ、2007年)、『廃棄 物法制の軌跡と課題』(信山社、2019年)。最近は、絶対的資源制約時代において、持続可能な社 会を支える循環法制度のあり方に強い関心を寄せている。法科大学院の定番環境法テキストである 『環境法〔第5版〕』(弘文堂)を、2020年9月に刊行した。



1. 廃棄物処理法は誰のもの?

(1) 廃棄物処理法をめぐる多くの「関係者」

たしかに、廃棄物処理法が「誰のもの」と言われ れば、困ってしまう。排出事業者にとっては「わが ごと一であるし、処理業者にしたってそうであろう。 このため、情報収集や情報発信は活発にされてい る*1。

しかし、考えてみれば、廃棄物処理法に関係する 人々は、実に多く存在する。廃棄物処理法の規制対 象となっている排出事業者や処理業者に対して法的 サポートをする弁護士や行政書士などは、まさに 「関係者」であり、それぞれの専門的観点を踏まえ た書物は多い*2。コンサルタントの執筆による書物 もある*3。

一方、履行確保の重要な任務を追っている環境 省・都道府県・政令市はもちろんのこと**4、違反が あった場合に捜査をする警察・検察も、廃棄物処理 法の実施にあたって、欠かせないプレイヤーであ る*5。これらはまさに、ステークホルダーであり、 日常的業務として同法に関わっている。

(2) 関係者としての司法試験受験生

それ以外にも、廃棄物処理法に強い関心を寄せる 人たちはいる。そのひとつが、司法試験受験生であ る。司法試験は、裁判官、検察官、弁護士になれる 資格を取得するための試験である。直近の 2021 年 度試験においては、実受験者3、424名のところ、 合格者 1,421 名(合格率 41.5%)であった。

4日間にわたって実施される司法試験には、短答 と論文の両方式がある。短答式科目は、憲法、民法、 刑法である。論文式科目は、この3つに加えて、行 政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、そして、選 択科目である。選択科目には、倒産法、租税法、経 済法、知的財産法、労働法、国際関係法(公法系)、 国際関係法(私法系)、そして、環境法がある**6。

(3) 環境法のなかの廃棄物処理法

司法試験会場で受験生に渡される『司法試験用法 文』に登載される環境法としては、環境基本法、循 環基本法、環境影響評価法、大気汚染防止法、水質 汚濁防止法、土壌汚染対策法、自然公園法、地球温

^{※1}龍野浩一『これは廃棄物? だれが事業者? お答えします!

廃棄物処理〔改訂第3版〕』(第一法規、2021年)。

^{※2} 佐藤泉『廃棄物処理法重点整理:弁護士の視点からみる定義・区分と排出事業者』(TAC 出版、2012 年)、佐藤泉(監) +日経エコロジー(編)『排出事業者のた めの廃棄物処理法完全ガイド 2007 年版』(日経 BP 社、2006 年)、芝田麻里(監修) +産業廃棄物処理業経営 OB 会(編)『事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む日 常的リスクの回避術』(第一法規、2020 年)、猿倉健司『不動産取引・M&A をめぐる環境汚染・廃棄物リスクと法務』(清文社、2021 年)、ユニバース『トラブル を防ぐ産廃処理担当者の実務』(日本実業出版、2013年)、高橋利行+石下貴大『図解明快 廃棄物処理の正しいルールと実務がわかる本:排出事業者責任に問われな いためのリスクマネジメント』(翔泳社、2016年)参照。

^{※3} 安達宏之『通知で納得! 条文解説廃棄物処理法』(第一法規、加除式)、堀口昌澄『かゆいところに手が届く 廃棄物処理法 虎の巻 改訂版』(日経 BP 社、2011 年)。

^{※4} 廃棄物処理法編集委員会(編著)『廃棄物処理法の解説〔令和2年版〕』(日本環境衛生センター、2020年)参照。国の行政担当者の手による最初の書物は、瀬田 公和+江利川毅『逐条解説廃棄物処理法』(帝国地方行政学会、1972年)である。

^{※5} 緒方由紀子(編著)『廃棄物・リサイクルその他環境事犯捜査実務ハンドブック』(立花書房、2018年)、多谷千香子『循環型社会、医・薬事犯をめぐる101問』 (立花書房、1996年)、平野龍一(編集代表)『注解特別刑法第3巻 公害編 || 廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(青林書院、1985年) [土本武司]、伊藤榮樹+ 小野慶二+荘司邦雄(編)『注釈特別刑法第7巻 公害法·危険物法編』(立花書房、1987年) 225 頁以下 [古田佑紀] 参照。

^{※6} 選択科目8科目中の環境法の「人気度」であるが、2006年の第1回試験以降、「第7位」が継続している。2021年度試験においては、1,421人の合格者全体の 44人 (3.10%) が、環境法選択であった。なお、第1位は、労働法で、455人 (32.02%) となっている。

2006 年度	1 (1) (2)	2014 年度	
2007年度		2015 年度	1 (1) (2)
2008年度	1	2016 年度	
2009 年度		2017年度	2 (2)
2010年度		2018 年度	2 (4)
2011 年度	1 (1) (2)	2019 年度	2 (1) (2) (1) (2)
2012 年度		2020 年度	
2013 年度	1 (2) (1) (2)	2021 年度	2 (1) 〈1〉〈2〉(2)

表 1 司法試験における廃棄物処理法の出題実績

(例) 1:問題番号、(1):設問番号、(1):小問番号

暖化対策法、容器包装リサイクル法、そして、廃棄物処理法がある。廃棄物処理法は、この10法のうちのひとつにすぎない。ところが、その「存在感」たるや、相当のものがある。廃棄物処理法は環境法の「スター」であって、きわめて重要な個別法となっている**7。

環境法の試験問題には、第1問と第2問がある。 配点は、各50点である。【表1】は、2006年~2021年において、「廃棄物処理法が少しでも出題に関係した問題と出題内容」をまとめたものである。問題番号、設問番号、小問番号の順に示そう。きわめてアバウトにいえば、「2年に1回は廃棄物処理法が出題されている」のである。

2. 出題者にとっての廃棄物処理法

(1) 論点満載!

なぜ廃棄物処理法は、出題者にとって「魅力的」なのだろうか。私自身、法科大学院において、「廃棄物・リサイクル法」という科目を講じているが、一言でいえば、「論点がたくさんあって問題が作りやすい」からである。

この「論点」には、水平的拡がりと垂直的拡がりがある。すなわち、論点の「個数」が多いのに加えて、それぞれの論点が「深堀り」できるのである。まさに「縦横無尽」であり、こうした状況は、ほかの9法にはない。

(2) 出題方針

司法試験環境法の出題者は、大きく2つの出題方 針を基本としているようにみえる。

第1は、廃棄物処理法の仕組みの説明である。目の前に条文を示されてそれを説明するだけであれば簡単であるが、現行廃棄物処理法の条文数は160か条ある。ある場面が問題文に示され、それに適用すべき条文をまず探さなければならない。条文それ自体は、貸与される『司法試験用法文』に収録されている。しかし、お目当ての条文がどこにあるのかを探すのが一苦労である。廃棄物処理法の全体構造の理解度が試される。その仕組みが環境法の基本的考え方である汚染者支払原則・原因者負担原則との関係でどのように説明されるかも問われることがある。

これまでの司法試験において、廃棄物処理法二本 柱のひとつである一般廃棄物規制が正面から出題さ れた例はない。同法に関しては、ほぼすべてが産業 廃棄物に関するものである。

廃棄物処理法の章立ては、第1章総則、第2章一般廃棄物、第3章産業廃棄物、第4章雑則、第5章 罰則というように、いたって単純である。このため、第3章においては、第2章の条文が準用ないし準用的に引用される規定がきわめて多く、複数の条文を経由してはじめて適用される条文にたどり着く。いわゆる「条文操作」を強いられる点で、他の個別環境法とは異なっている。これは受験生泣かせである

^{※7} もちろん、環境法研究者もステークホルダーであろう。筆者自身の著作として、北村喜宣『産業廃棄物への法政策対応』(第一法規出版、1998 年)、同『揺れ動く 産業廃棄物法制』(第一法規出版、2003 年)、同『産業廃棄物法改革の到達点』(グリニッシュ・ビレッジ、2007 年)、同『廃棄物法制の軌跡と課題』(信山社、 2019 年)。そのほか、阿部泰隆『廃棄物法制の研究〔環境法研究Ⅲ〕』(信山社、2017 年)がある。

が、それゆえに出題者の狙い目なのである。

第2は、廃棄物処理法の適用または産業廃棄物処 理に起因する生活環境支障状態を踏まえた訴訟上の 対応である。産業廃棄物処理法の実務において、訴 訟を提起したりされたりすることは、きわめて稀で ある。しかし、司法試験は法曹資格を与えるための ものであるから、この出題は外せない。

訴訟の中心は、私人間の民事訴訟(差止訴訟、損 害賠償訴訟)、行政に対する行政訴訟(取消訴訟、 差止訴訟、義務付け訴訟等)である。刑事訴訟にお ける構成要件充足性との関係で、廃棄物処理法の解 釈が出題される場合もある。紛争処理という観点か らは、公害紛争処理法にもとづく調停も重要である。 いずれにおいても、受験生に求められるのは、的 確な条文を選択して事案に正確に適用する能力であ る。問題文に記される事実を廃棄物処理法のどこで

どのように受け止めるべきかの理解が問われている。

3. 出題の具体例をみる

(1) 意外に簡単な司法試験

「司法試験」と聞くと、「難しそう」と腰が引けて しまうかもしれない。合格率はそれなりに高いとい っても、相当に勉強を重ねた人たちを前提にした数 字である。

しかし、実際に出題されている問題をみると、少 なくとも廃棄物処理法実務に携わっている人にとっ ては、それほど難しくないのではなかろうか。具体 例として、2021年の第2間を解説しよう**8。これ が司法試験問題である。

建設業を営み、P県知事から、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)に 基づく産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可 を受けている A 社は、総合建設業を営む B 社から、 B 社が元請業者(同法第21条の3第1項にいう 「元請業者」である。)となる甲病院新築工事のう ち、下請負人として、基礎工事の施工を受注した。 A 社は、同工事において地下を掘削したところ、 予定地に従前建っていた建物の地中梁が残ってい ることを発見した。A 社は、B 社との間で、別途、

地中梁を破砕して解体する処理について、書面に よる委託契約を締結し、その際、B社は、この処 理によって発生するコンクリート破片の標準的な 処理費用の3分の1を負担することとされた。

A 社は、上記により発生したコンクリート破片 の処理を、P県知事から、廃掃法に基づく産業廃 棄物の収集運搬業及び処分業の許可を受けている C社に対し、書面により再委託し、その費用を支 払った(この再委託は、同法第14条第16項た だし書の適用により、同項本文が規定する再委託 の禁止に抵触しないものとする。)。C社は、上記 コンクリート破片を、甲病院新築工事現場から搬 出し、乙地区の住宅地に接するC社所有の山林に 運搬して、何らの囲いをせず、産業廃棄物処理基 準に違反する状態で野積みした。その結果、野積 みされた上記コンクリート破片が乙地区の住宅地 へ崩れる危険が発生した。その後、C社の経営状 況は悪化した。

なお、上記の経緯において、産業廃棄物管理票 は、適法に作成・交付されていたこととする。

本件設例に表れた事実関係及び【資料】に基づ き、以下の設問に答えなさい。なお、設問はいず れも独立したものである。

〔設問 1〕

(1)本件設例において、P 県知事は、C 社に対す る産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可の取 消しをしない場合、廃掃法上、①B 社及び C 社に 対し、どのような理由で、どのような措置を講ず ることができるか、②上記①の措置を講ずる前に、 乙地区の住宅地へ前記コンクリート破片の小規模 な崩落が生じ始め、その拡大の兆候が現れていた 場合に、どのような措置が考えられるか、それぞ れ説明しなさい。

なお、上記①及び②の検討に当たっては、廃掃 法第21条の3第1項によりB社のみを「事業者」 とすればよく、同条第2項ないし第4項の適用に ついては、検討を要しない。

(2)本件設例において、P県知事は、C社に対す る産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可の取 消しをした場合、その後、廃掃法上、C社に対し、 どのような理由で、どのような措置を講ずること ができるか、説明しなさい。

〔設問 2〕 乙地区に土地建物を所有し、そこに以前 から居住するDは、C社及びP県に対して、どの ような法的請求が可能か、論じなさい。

^{※8 2021} 年度試験環境法の模範解答や解説は、法学セミナー編集部(編)『司法試験の問題と解説 2021』(日本評論社、2021 年)247 頁以下〔洞澤秀雄〕に掲載さ

(2) 気を遣う出題者

いかがだろうか。「意外と簡単だな」と感じた読 者もおいでだろう。

出題者は、出題した問題が批判されることを恐れ る。このため、結構気を遣っている。受験生が迷う ことのないように、事例文や設問文において、ヒン トを出したり誘導をしたりするのである。論点を限 定するために、換言すれば、受験生があれもこれも 書かないで済むように、「それは考えなくてもよい」 という注意書きもする。また、実務ではありうる条 文適用についても、きわめて難解になれば「受験生 離れ」を引き起こすため、そうはならないような事 例にする場合もある。

上記事例には、2カ所のカッコ書きがある。建設 工事において、いわゆるゼネコンが元請業者になる というのは、実務では当然である。しかし、受験生 は必ずしもそうした事情を知っているわけではない。 そこで、1番目のカッコ書きで21条の3第1項を 明記して、その条文に注目するように誘導している。 2番目のカッコ書きは、再委託に関するものである。 再委託に関する 14条 16 項違反を理由とする事業停 止命令を考えないでもよいというわけである。再委 託に関しては、施行令6条の12(委託基準)や施 行規則10条の7(記載事項)が問題になるが、そ の内容を資料添付するのは面倒なので、「禁止に抵 触しない」(=適法な再委託)としている。「産業廃 棄物管理票は、適法に作成・交付されていた」とす るのも同様である(このような事例なのに、相当に リアリティに欠ける点が、ちょっと気になる)。

細かい話であるが、登場者について、行政につい ては「P県知事」、場所については「公病院」「乙地 区」としている。その他の民間関係者については、 「A 社 | 「B 社 | 「C 社 | 「住民 D | である。アルファ ベット順に「A 県知事」「B 社」「C 病院」「D 社」 「E 社 | 「F 地区 | 「住民 G | としてもよさそうであ るが、受験生の混乱を回避するための配慮であろう。 環境法の出題者は、環境にやさしいだけでなく、受

験生にもやさしいのである。

(3) 事例文

当然のことながら、出題者は、論点を念頭におき ながら事例文を作成する。漫然と事実を書き連ねる のではない。事例文に書かれている内容には、すべ て何らかの意味があるといってもよい。別の角度か らいえば、出題者は、受験者に「気がついてほしい ポイント」を埋め込んでいるのである。それに「ピ ン」とくるかどうかが、答案の出来を分ける。

「ピン」とくるかどうかは、どれくらい周到に勉 強をしているかで決まる。廃棄物処理法上の論点を きちんと整理している受験生にとっては、事例文を 読み進めるにつれ、論点が浮き出てくるようにみえ るだろう。

たとえば、「標準的な処理費用の3分の1を負担」 である。この部分については、19条の6第1項2 号の「適正な対価を負担していない」という部分と の関係に「ピン」とこなければならない。この点に 関しては、基本的には、「半値程度又はそれを下回 るような料金」がこれに該当するというのが、環境 省の解釈である**⁹。実は、この論点は、2015 年度 試験においても出題された(「以前の料金の40%の 価格」)。その際には、「資料」として、環境省の解 釈が添付されていた。それにならえば、今回におい ても添付すべきかもしれないが、一度出題している ので受験生は当然に知っていなければならないと考 えられたのであろう。

「コンクリート片が乙地区の住宅地へ崩れる危険 が発生」はどうだろうか。これについては、原状回 復命令の発出要件である「生活環境の保全上の支障 が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると き」を意味していると「ピン」ときてほしい。生活 環境上の支障であって保安上の危険と規定されてい ないのであるが、後者の方がより重要な保護法益で あるから、当然にそれは包含されると整理すべきな のである。このあたりは、法的センスが試されてい

^{※9} 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長「行政処分の指針について(通知)」(環循規発第2104141号令和3年4月14日)の別添「行政処分の指針」第10 2 (3) ①参照。

行政

るといってよい。

さらに、この事例文は、記載があるように、21 条の3の条文を踏まえて書かれている。この条文に はいろいろな概念が出てきてややこしいが、粘り強 く読んで、キレずに登場人物にあてはめていけるか どうかの忍耐力も試されているといえるだろう。

(4) 設問 1

さて、設間である。小間が2つある。いずれもP 県知事の権限行使に関する問題である。小問(1) はさらに、①と②の2つに分かれる。合計4つの間 題があって「多いな」と感じるかもしれないが、い ずれも「説明しなさい」とされている。こういう場 合は、条文を指摘しつつ、事案にあてはめればよい。 それだけに、廃棄物処理法の仕組みの理解が決定的 に重要となる。

小問(1)では、「C社に対する産業廃棄物の収集 運搬業及び処分業の許可の取消しをしない場合」と されている。許可取消しは考えなくてよいといって いるのである。さらに、21条の3第2項と4項に ついては「検討を要しない」といっている。1項と 3項だけをみよという。

講ずべき措置を検討するにあたっては、どのよう な事実があり、それがどの条文の要件に該当するの かを整理すればよい。C社は、産業廃棄物であるコ ンクリート破片を産業廃棄物処理基準違反で野積み しており危険発生というのであるから、19条の5 第1項柱書の要件を充たしている。事業者となる B 社は、適正価格での受託をしていない。

①をみておこう。冒頭に、「C 社に対する産業廃 棄物の収取運搬業及び処分業の取消しをしない場 合」とある。この趣旨は、C社は産業廃棄物処理基 準の遵守義務を負っているということである。C社 所有山林への搬入が止まっているかどうかは定かで はない。ただ、こうした行為をしているのであるか ら、事業を継続させるわけにはいかない。14条の3 第1号にもとづく事業全部停止命令を説明する。ま た、支障発生であるから、C社に関して、19条の5 の適用を説明すればよい。

一方、B社に関しては、19条の6の適用となる。

「C 社の経営状況は悪化」という事実は、同条1項 1号に該当するといいたいのであろう。

②はどうだろうか。崩落が始まっているというの である。これは、緊急対応が必要であるという趣旨 であろう。不利益処分をしている暇がないのである から、19条の8第1項4号の「緊急に支障の除去 等の措置を講ずる必要がある場合」に該当すると説 明する。これは、P県知事が実施する特別緊急代執 行である。

小問(2)の冒頭には、「C社に対する産業廃棄物 の収集運搬業及び処分業の許可の取り消しをした場 合」とある。取消しがされれば処理業者ではなくな るから、産業廃棄物処理基準の適用対象ではなくな ってしまう。そうなると産業廃棄物処理基準違反が 観念できないため、19条の5の要件が充たせない。

これが問題になったのが、前号で紹介した CoCo 壱番屋事件(あるいはダイコー事件)であった。そ こで、2019年改正によって新設された19条の10 第2項の適用に「ピン」とくるべきなのだろう。こ れはちょっと難しい。同項を踏まえて19条の5の 適用を説明することになる。なお、環境法試験にお いては、前年度に改正された法律の内容は出題され ないが、2年前の改正であれば出題される。このた め、廃棄物処理法にかぎらず、環境法受験生は、10 法に関する2年前の法改正は要注意なのである。

(5) 設問 2

設問2は、訴訟の問題である。C社は民間事業者 であるから民事訴訟、P県は行政主体であるから行 政訴訟について論じることになる。なお、「説明し なさい」と「論じなさい」とでは、後者がより踏み 込んだ議論を求めているというメッセージを発して いる。なお、「法的請求」というのは、おそらく訴 訟である。紛争処理としては、公害紛争処理法にも とづく調停もあるが、ここでは想定されていないだ ろう。

住民Dについては、ちょっと情報が不足してい る。乙地区に居住というのであるが、不法投棄が 「乙地区の住宅地に接するC社所有の山林」でなさ れ、「コンクリート破片が乙地区の住宅地に崩れる

危険が発生」しているとしても、Dがその住宅地の どのあたりに居住し、崩落の被害を受ける蓋然性が どの程度あるのかがわからなければ解答しようがな い面がある。こういう場面は、司法試験問題におい ては少なからずある。実務的には大きな意味がある 論点であるが、とくにそこについて情報提供されて いないのは、「気にしないでよい」という意味と受 け止めればよい。

C社は不法投棄をした原因者であり投棄地の所有 者である。被害は発生していていないがその蓋然性 が高いと考えられる。上述の通り、どのような被害 が発生するのかよくわからないが、生命 (人格権) または財産(財産権)の侵害としておけばよいだろ う。

C社に対しては、それらの権利をもとにして、撤 去なり擁壁の設置なりをして崩落防止の措置を講ず る差止訴訟、さらに、仮処分申立てをすることにな る。P県に対しては、廃棄物処理法上の知事の権限 行使を求める非申請型義務付け訴訟および仮の義務 付けの申立てであろう。行使を求める権限は、19 条の5にもとづく原状回復命令である。行政訴訟で あるから原告適格の有無は心配になるが、出題者は これを論点にはしない方針のようである。請求認容

要件である「重大な損害」についても、想像力を働 かせてそれなりの因果関係を書いておけばよい。

4. そのほかの過去問

産業廃棄物処理法実務の観点からは、司法試験問 題はいささか事案を単純化しすぎであり、リアリテ ィに欠けると映るかもしれない。しかし、受験生の 能力を確実にチェックするには、法科大学院で教授 される廃棄物処理法の論点を盛り込んだものにする 必要がある。このため、実務家が事例文をみたとき に違和感を抱くのは避けがたい。司法試験は、法科 大学院の授業の状況を踏まえて出題されるのがルー ルとなっているため**10、実務で必要とされる知識 量との差はどうしても発生してしまう。

2021年度を含め、2006年以降、司法試験選択科 目の環境法の出題として扱われた産業廃棄物関係の 問題の趣旨は、【表 2】の通りである**11。

15回のうち9回。廃棄物処理法の産業廃棄物規 制は、まさに司法試験環境法出題の花形といってよ い。この傾向は、これからも変わらないだろう。

環境法教師としては、産業廃棄物規制の適用をめ ぐる問題事例がもっと発生し、訴訟がもっと多く提 起され、司法判断が積み重なれば、教育内容の幅も

表 2 選択科目環境法における産業廃棄物関係の出題

出題年度・問題	論点		
2006 年度第 1 問	不法投棄に対する原状回復命令の背景となる法政策の変遷(旧 19 条の 4 と現 19 条の 6 の 比較)、排出事業者処理責任に照らしての評価		
2008 年度第 1 問	廃棄物の定義(総合判断説のなかの取引価値の有無と逆有償の判定)		
2011 年度第 1 問	生活環境影響調査制度と条例、安定型処分場に対する差止訴訟(制度の限界と許可を得ている ことの民事法的評価)		
2013 年度第 1 問	水質汚濁防止法違反での有罪と産業廃棄物処理施設許可取消しとのリンケージ		
2015 年度第 1 問	マニフェスト違反および幇助的黙認に起因する不法投棄に対する原状回復責任		
2017 年度第 2 問	循環基本法の基本原則に照らした具体的リサイクル方策の評価、廃棄物の定義(産業廃棄物と 事業系一般廃棄物)		
2018 年度第 2 問	廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項 2 号の制度趣旨		
2019 年度第 2 問	廃棄物の定義、2017 年改正の有害使用済機器規制、処理基準違反・不法投棄への監督処分、 民事差止訴訟		
2021 年度第 2 問	産業廃棄物のカテゴリー、建設工事における関係者の法律関係、監督処分権限行使、民事差止 訴訟		

^{※10} 法科大学院における平均的な環境法授業は、15回の授業が2科目程度であろう。そのなかで廃棄物処理法にあてられるのは、4回くらいではないだろうか。教え る内容の広さと深さにおいて、絶対的な限界がある。私が所属する上智大学法科大学院は、きわめて手厚い環境法教育をしている点で、例外的である。詳しくは、 上智大学法科大学院環境法政策プログラムのウェブサイト(www. sophialaw/environment)を参照。

^{※11} 環境法を含めた司法試験の過去問と出題趣旨・採点実感は、法務省のウェブサイト(www.moj.go/shikaku_saiyo_index1.html)で閲覧可能である。

連載講義

タ

深みも増すと期待しないではない。司法試験は法科 大学院の授業を踏まえて出題されるため、出題内容 に頭を痛める出題者にとっても望ましいといえる。 しかし、排出事業者や処理業者にとっては「とんで もない」となる。受験生は勉強する内容が少ない方 がいいだろうから、やはり「とんでもない」となる だろう。

5. ああ、廃棄物処理法

法律の対象者にとっては、安心して遵守できるの が理想である。ところが、廃棄物処理法は、その対 極にあるといってよい。私は、自分のテキストに、 「内容と構造の複雑怪奇さにおいて、廃棄物処理法 の右に出る環境法はない」と書いた*12。おそらく は、関係者に共有されている印象であろう。出題者 としては論点満載なのであるが、一歩踏み込むと、 抜け出ることができないジャングルのようでもある。

ところで、環境省の産業廃棄物課長経験者による 座談会が企画されたことがあった。このなかで、い わゆる義務的取消制度のもとでの無限連鎖の遮断措 置を講じた2003年改正に寄せて、元課長は、「謝ら なくてはいけないのは、廃掃法の改正をしたのはい いのですが、大変読みにくい条文を作ってしまった ということがあったと思っています。もともと廃掃 法は難しい法律だと言われていましたが、さらに難 しくしてしまいました。申し訳ないと思っていま す。」*13、「役人でも読むのに苦労するような法律 に従って仕事をしろというのは、非常に酷なのかと 思います。」**14と述べた。まさに「懺悔」である。

弁護士、行政書士、環境コンサルタントは、同法 を所与とするほかなく、また、その複雑怪奇性ゆえ に仕事がまわってくるのであるから、不満半分かも しれない。しかし、規制の直接の対象とされる排出 事業者や廃棄物処理業者にとっては、事態は深刻で ある。

法改正は、何らかの問題に対応するためになされ

る。ところがそれが、ただでさえ複雑な条文をさら に複雑にしてしまうのである。

かくして廃棄物処理法は、難解な環境法でありつ づける。それゆえに司法試験科目・環境法の主役で ありづけるという、何とも皮肉な存在になっている のである。

【追記】

当初は 2020 年度に 4 回連載とするだけのはずが、 諸事情あって2021年度にも連投した。8回分もお つきあいいただいた読者には、感謝いたしたい。環 境法の視点からの話題提供は、これからも続けたい と思う。

^{※12} 北村喜宣『環境法〔第5版〕』(弘文堂、2020年) 447頁。

^{※13 「〔}座談会〕産廃行政の歴史に学ぶ会:歴代産廃課長大いに語る」日廃振センター情報17巻3号(2017年)4頁以下・9頁[坂川勉]。

^{※14} 同上 15 頁 [木村祐二]。